

○ 総務省告示第 号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、電気通信分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年総務省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき、公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 現状認識</p> <p>1 全体の傾向</p> <p>電気通信分野の中核となる、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録又は届出を行っている電気通信事業者の数は、令和元年度時点で2万947者である。2019年情報通信業基本調査によれば、平成30年度における電気通信業の売上高は17.6兆円、常時従業者数は17万675人、事業所数は2,087事業所（同調査における回答企業378者の合計）である。</p> <p>固定通信と移動通信の売上高比率は、平成30年度において、固定通信が全体の30.1%、移動通信が全体の55.3%となっている。スマートフォン等の普及を背景に移動通信の売上が年々増加し、固定通信の売上は減少している。また、売上高の役務別比率をみると、音声伝送役務の割合が全体の29.7%、データ伝送役務は全体の55.7%となっている（2019年情報通信業基本調査）。映像系コンテンツやSNSなどの利用拡大などを背景に、平成23年度以降データ伝送役務の売上が音声伝送役務を上回っている。</p> <p>電気通信業について、主要役務ごとのサービス概況は次のとおりである。</p> <p>電話については、固定通信が減少傾向にある一方、移動通信（携帯電話・PHS）及びOABJ型IP電話は堅調な伸びを示している。また、050型IP電話は、近年横ばいで推移している。平成30年度における移動通信の契約数は、総人口を大きく超える18,045万に達している（令和元年版情報通信白書）。</p> <p>ブロードバンドについては、平成29年度末において、固定系超高速ブロードバンド整備率は99.5%、移動系超高速ブロードバンド整備率は99.9%となっている（平成30年度末総務省調査）。</p> <p>固定系ブロードバンドの中では、DSLが減少し、より高速なサービスを提供するFTTHが増加しており、固定系ブロードバンドに占めるFTTHの比率は、平成30年度末で78.6%に達している（令和元年版情報通信白書）。</p> <p>また、移動系超高速ブロードバンドについても、スマートフォンやタブレットの普及と連動して契約数が急速に増加しており、令和元年度末において、3.9-4世代携帯電話（LTE）は15,262万（前年同期比11.7%増）、BWAは7,121万（前年同期比7.5%増）に達している（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和元年度第4四半期（3月末））」）。</p> <p>移動通信におけるMVNOは、回線をMNOや他のMVNOから借りるために設備投資を抑制でき、比較的小規模な事業者でも参入しやすい特徴があるため、令和元年度末時点におけるMVNOサービス提供事業者数は1,100者を超え、契約数は2,465万に達している。また、近年、他の電気通信事業者からFTTHの卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供するFVNOサービスの提供も進んでおり、令和元年度末におけるFTTHの契約数3,309万のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数は1,694万（51.2%）となっている（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和元年度第4四半期（3月末））」）。</p> <p>法人向けの専用線等市場については、国内専用線の回線数（平成29年度末で33.2万回線）が減少する一方で、広域イーサネットサービス（平成30年度末で60.8万契約）の契約数は増加の傾向となっており、IP-VPNサービス（平成30年度末で63.8万契約）は、近</p>	<p>第1 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>電気通信分野の中核となる、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録又は届出を行っている電気通信事業者の数は、平成30年度末時点で1万9,818者である。平成30年情報通信業基本調査によれば、平成29年度における電気通信業の売上高は17.5兆円、常時従業者数は16万3,207人、事業所数は1,852事業所（同調査における回答企業372者の合計）である。</p> <p>固定通信と移動通信の売上高比率は、平成29年度において、固定通信が全体の32.4%、移動通信が全体の52.2%となっている。スマートフォン等の普及を背景に移動通信の売上が年々増加し、固定通信の売上は減少している。また、売上高の役務別比率をみると、音声伝送役務の割合が全体の27.6%、データ伝送役務は全体の56.9%となっている（平成30年情報通信業基本調査）。映像系コンテンツやSNSなどの利用拡大などを背景に、平成23年度にデータ伝送役務の売上が音声伝送役務を上回り、平成24年度以降もその差は拡大している。</p> <p>電気通信業について、主要役務ごとのサービス概況は次のとおりである。</p> <p>電話については、固定通信が減少傾向にある一方、移動通信（携帯電話・PHS）及びOABJ型IP電話は堅調な伸びを示している。また、050型IP電話は、近年横ばいで推移している。平成29年度における移動通信の契約数は、総人口を大きく超える17,357万に達している（平成30年版情報通信白書）。</p> <p>ブロードバンドについては、平成29年度末において、固定系超高速ブロードバンド整備率は99.2%、移動系超高速ブロードバンド整備率は99.8%となっている（平成30年総務省調査）。</p> <p>固定系ブロードバンドの中では、DSLが減少し、より高速なサービスを提供するFTTHとCATVが増加しており、固定系ブロードバンドに占めるFTTHの比率は、平成29年度末で77.0%に達している（平成30年版情報通信白書）。</p> <p>また、移動系超高速ブロードバンドについても、スマートフォンやタブレットの普及と連動して契約数が急速に増加しており、平成29年度末において、3.9-4世代携帯電話（LTE）は12,073万（前年同期比17.3%増）、BWAは5,823万（前年同期比21.6%増）に達している（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成29年度第4四半期（3月末））」）。</p> <p>移動通信におけるMVNOは、回線をMNOや他のMVNOから借りるために設備投資を抑制でき、比較的小規模な事業者でも参入しやすい特徴があるため、平成29年度末時点におけるMVNOサービス提供事業者数は800者を超え、契約数は1,840万に達している。また、近年、他の電気通信事業者からFTTHの卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供するFVNOサービスの提供も進んでおり、平成29年度末におけるFTTHの契約数3,030万のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数は1,382万（45.6%）となっている（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成29年度第4四半期（3月末））」）。</p> <p>法人向けの専用線等市場については、国内専用線の回線数（平成28年度末で35.1万回線）が減少する一方で、IP-VPNサービス（平成29年度末で61.9万契約）及び広域イーサネットサービス（平成29年度末で56.8万契約）の契約数は増加の傾向にあり、レガシー</p>

年横ばいで推移している（令和元年版情報通信白書）。

電気通信は、我が国の国民生活にとって必要不可欠な基盤となっており、また、平常時だけではなく災害等の非常時にも、極めて重要な役割を果たしている。今後、パソコンやスマートフォンなどの従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットにつながる本格的な I o T 時代においては、一層、その重要性が高まるものと考えられ、サービスの持続性を確保することが不可欠となっている。

また、電気通信は、他の業種の経営力を向上させるための手段として重要な役割を果たしているため、電気通信分野における取組は我が国の経済全体の生産性向上にも大きく寄与するとともに、我が国が抱える「過疎化」、「少子高齢化」、「医師不足」等の様々な課題の解決に貢献することも期待される。

2 業態の特徴

2019年情報通信業基本調査によれば、資本金が3億円未満の事業者が58.1%（回答者数403者）、従業者数が300人未満の事業者が93.1%（回答者数348者）となっている。

他方、同調査によれば、電気通信業の労働生産性（付加価値額／従業者数）は4,132万円／人となっており、情報通信業における平均値である1,335万円／人の約3.1倍に達する非常に高い値となっている。

また、電気通信業には多様な事業形態があるが、大きく分けると、自ら電気通信回線設備を設置して事業を行う者と他者の電気通信回線設備を利用することにより事業を行う者に分けることができる。

一般的には、前者は労働力よりも資本設備により大きく依存する資本集約型産業であり、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行う必要がある。後者は、前者に比べて資本設備への依存が小さく、収益を確保するためには、付加価値の高いサービスや差別化されたサービスの提供等が必要となる。

電気通信市場が多様化する中で、大規模事業者を中心に、複数のサービスを組み合わせることでユーザを囲い込む動きが加速している。固定電話・ブロードバンド・IPTV・携帯電話などの通信サービスに加えて、電力やガスなど他の公共サービスのセット販売やポイントサービス・決済サービス等と連動させる動きも盛んである。また、本格的な I o T 時代に向けて、自動車やヘルスケアなど異業種企業との連携、通信だけではなくシステム構築やデータ解析などを含めたトータルソリューションを提供する動きも見られる。中小事業者にとっては、このような大規模事業者の動きを踏まえた対応も大きな課題である。

インターネットにおいて、自ら通信インフラを持たずにサービスを提供するOTT（Over-the-Top）と呼ばれる事業者が、グローバルに急成長しているのも近年の大きな特徴である。OTT事業者が映像サービス等を提供することで、ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラフィックが令和元年11月には前年同月比15.2%増の約12.7Tbpsに達する（総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算 2019年11月の集計結果の公表」）など、ネットワークのリソースがひっ迫し、国内の電気通信事業者は多大な設備投資を迫られている。収益モデルによっては、電気通信事業者は増加する投資コストを回収できないおそれがあり、経営上の重要な課題となっている。

電気通信市場は技術革新のペースが速いことも特徴であり、最新技術をタイムリーに導入することが競争力維持の鍵となる。近年ではスマートフォン、クラウドコンピューティ

網からIP網への移行が顕著となっている（平成30年版情報通信白書）。

電気通信は、我が国の国民生活にとって必要不可欠な基盤となっており、また、平常時だけではなく災害等の非常時にも、極めて重要な役割を果たしている。今後、パソコンやスマートフォンなどの従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットにつながる本格的な I o T 時代においては、一層、その重要性が高まるものと考えられ、サービスの持続性を確保することが不可欠となっている。

また、電気通信は、他の業種の経営力を向上させるための手段として重要な役割を果たしているため、電気通信分野における取組は我が国の経済全体の生産性向上にも大きく寄与するとともに、我が国が抱える「過疎化」、「少子高齢化」、「医師不足」等の様々な課題の解決に貢献することも期待される。

2 [同左]

平成30年情報通信業基本調査によれば、資本金が3億円未満の事業者が54.6%（回答者数375者）、従業者数が300人未満の事業者が91.5%（回答者数316者）となっている。

他方、同調査によれば、電気通信業の労働生産性（付加価値額／従業者数）は4,348万円／人となっており、情報通信業における平均値である1,357万円／人の約3.2倍に達する非常に高い値となっている。

また、電気通信業には多様な事業形態があるが、大きく分けると、自ら電気通信回線設備を設置して事業を行う者と他者の電気通信回線設備を利用することにより事業を行う者に分けることができる。

一般的には、前者は労働力よりも資本設備により大きく依存する資本集約型産業であり、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行う必要がある。後者は、前者に比べて資本設備への依存が小さく、収益を確保するためには、付加価値の高いサービスや差別化されたサービスの提供等が必要となる。

電気通信市場が多様化する中で、大規模事業者を中心に、複数のサービスを組み合わせることでユーザを囲い込む動きが加速している。固定電話・ブロードバンド・IPTV・携帯電話などの通信サービスに加えて、電力やガスなど他の公共サービスのセット販売やポイントサービス・決済サービス等と連動させる動きも盛んである。また、本格的な I o T 時代に向けて、自動車やヘルスケアなど異業種企業との連携、通信だけではなくシステム構築やデータ解析などを含めたトータルソリューションを提供する動きも見られる。中小事業者にとっては、このような大規模事業者の動きを踏まえた対応も大きな課題である。

インターネットにおいて、自ら通信インフラを持たずにサービスを提供するOTT（Over-the-Top）と呼ばれる事業者が、グローバルに急成長しているのも近年の大きな特徴である。OTT事業者が映像サービス等を提供することで、ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラフィックが平成30年11月には前年同月比23.3%増の約11.0Tbpsに達する（総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算 2018年11月の集計結果の公表」）など、ネットワークのリソースがひっ迫し、国内の電気通信事業者は多大な設備投資を迫られている。収益モデルによっては、電気通信事業者は増加する投資コストを回収できないおそれがあり、経営上の重要な課題となっている。

電気通信市場は技術革新のペースが速いことも特徴であり、最新技術をタイムリーに導入することが競争力維持の鍵となる。近年ではスマートフォン、クラウドコンピューティ

ング、LTE、FTTHなどが市場を牽引してきたが、今後も5G、スモールセル、IPv6、IoT、エッジコンピューティング、SDN等のソフトウェア制御技術、次世代無線LAN、AR・VR、自動走行車・コネクテッドカー、シェアリングエコノミー、AIなど様々な技術・サービスに対応した投資・人材育成を進めていく必要がある。

なお、本格的なIoT時代に必要不可欠とされているIPv6については、契約者数が10万以上のISP事業者では100%がIPv6接続サービスを提供しているが、契約者数が1万未満のISP事業者では35.3%しか対応していない（令和元年版情報通信白書）ため、今後は、中小事業者においても更なる対応率の上昇が期待されることである。

その他、情報通信が国民生活の基盤インフラとしての存在感を強める中で、セキュリティや安心・安全に対する脅威も増加しており、電気通信事業者等にとってセキュリティの強化、個人情報保護、消費者保護及び青少年保護は重要な課題である。

第2 経営力向上の内容に関する事項

[1 略]

2 具体的事項

現に有する経営資源又は事業承継等により他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源に関し、電気通信分野においては、経営力向上に向けて、一のイからヲまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる電気通信事業者等の規模に応じ、同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。

一 経営力向上の内容

[イ～ル 略]

ヲ 人材の確保・育成・定着等

最新の技術やサービス動向等を踏まえ、自社の強み及び経営環境に応じて顧客にとってより付加価値の高いサービスの創出・向上を図ることができる人材を確保・育成する。人材の確保・育成のための教育・研修計画を立案することも有効である。

小規模事業者については、一人で複数の業務を担っている従業員も多く、状況に応じて柔軟に多様な業務に対応することができる人材の確保・育成が重要である点に留意する。

また、自社で研修を実施することが難しい事業者については、公共機関、事業者団体等が主催する研修会等を積極的に活用する。

さらに、従業員の健康増進に資する取組を含む職場環境の整備改善、従業員の適正な評価その他の取組により、従業員の離職率低下、意欲の増進その他組織の活力の向上を図り、もって従業員の能力を有効活用するとともに、地域の人材、女性や高齢者を活用する。

[二 略]

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

[1 略]

2 指標等

計画策定に当たり、電気通信事業者等が目標とすべき指標等は、次の一又は二に掲げる区分に応じてそれぞれ一又は二に定めるものとする。

[一 略]

二 事業承継等により他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ 事業承継の促進

ング、LTE、FTTHなどが市場を牽引してきたが、今後も5G、スモールセル、IPv6、IoT、エッジコンピューティング、SDN等のソフトウェア制御技術、次世代無線LAN、AR・VR、自動走行車・コネクテッドカー、シェアリングエコノミー、AIなど様々な技術・サービスに対応した投資・人材育成を進めていく必要がある。

なお、本格的なIoT時代に必要不可欠とされているIPv6については、契約者数が10万以上のISP事業者では87.5%がIPv6接続サービスを提供しているが、契約者数が1万未満のISP事業者では20.0%しか対応していない（平成30年版情報通信白書）ため、今後は、中小事業者においても更なる対応率の上昇が期待されることである。

その他、情報通信が国民生活の基盤インフラとしての存在感を強める中で、セキュリティや安心・安全に対する脅威も増加しており、電気通信事業者等にとってセキュリティの強化、個人情報保護、消費者保護及び青少年保護は重要な課題である。

第2 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[同左]

一 [同左]

[イ～ル 同左]

ヲ [同左]

最新の技術やサービス動向等を踏まえ、自社の強み及び経営環境に応じて顧客にとってより付加価値の高いサービスの創出・向上を図ることができる人材を確保・育成する。人材の確保・育成のための教育・研修計画を立案することも有効である。

小規模事業者については、一人で複数の業務を担っている従業員も多く、状況に応じて柔軟に多様な業務に対応することができる人材の確保・育成が重要である点に留意する。

また、自社で研修を実施することが難しい事業者については、公共機関、事業者団体等が主催する研修会等を積極的に活用する。

さらに、労働環境や人事・労務管理を改善し、従業者の定着率を高めるとともに、地域の人材、女性や高齢者を活用する。

[二 同左]

第3 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[同左]

[一 同左]

二 [同左]

イ [同左]

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第2条第11項第9号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の電気通信事業者等の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

[ロ 略]

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第2条第12項第9号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の電気通信事業者等の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

[ロ 同左]

備考 表中の [] の記載は社記による。